

資料編

開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則及び金融再生法に定められた開示項目のほか、主要な経営指標などを任意開示項目としてもりこんで作成しております。

1 金庫の概況及び組織に関する事項 1

- (1) 事業の組織
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名
- (3) 会計監査人の氏名又は名称
- (4) 事務所の名称及び所在地

2 金庫の主要な事業の内容 2

3 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 2～3
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況 3

- ① 経常収益
- ② 経常利益又は経常損失
- ③ 当期純利益又は当期純損失
- ④ 出資総額及び出資総口数
- ⑤ 純資産額
- ⑥ 総資産額
- ⑦ 預金積金残高
- ⑧ 貸出金残高
- ⑨ 有価証券残高
- ⑩ 単体自己資本比率
- ⑪ 出資に対する配当金
- ⑫ 職員数

- (3) 直近の2事業年度における事業の状況

- ① 主要な業務の状況を示す指標 4
 - ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
 - イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減
 - オ. 総資産経常利益率
 - カ. 総資産当期純利益率

- ② 預金に関する指標 5
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

- ③ 貸出金等に関する指標 5～6

- ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
 - ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額
 - エ. 用途別の貸出金残高
 - オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - カ. 預貸率の期末値及び期中平均値
- ④ 有価証券に関する指標 7
 - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高
 - イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高
 - ウ. 有価証券の種類別の平均残高
 - エ. 預証率の期末値及び期中平均値

- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 7

- ① 有価証券
- ② 金銭の信託
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 20
- (6) 貸出金償却の額 20
- (7) 信用金庫法による会計監査人の監査 19

6 報酬等に関する事項 14

7 事業年度の末日における重要事象等 該当なし

※直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名 19

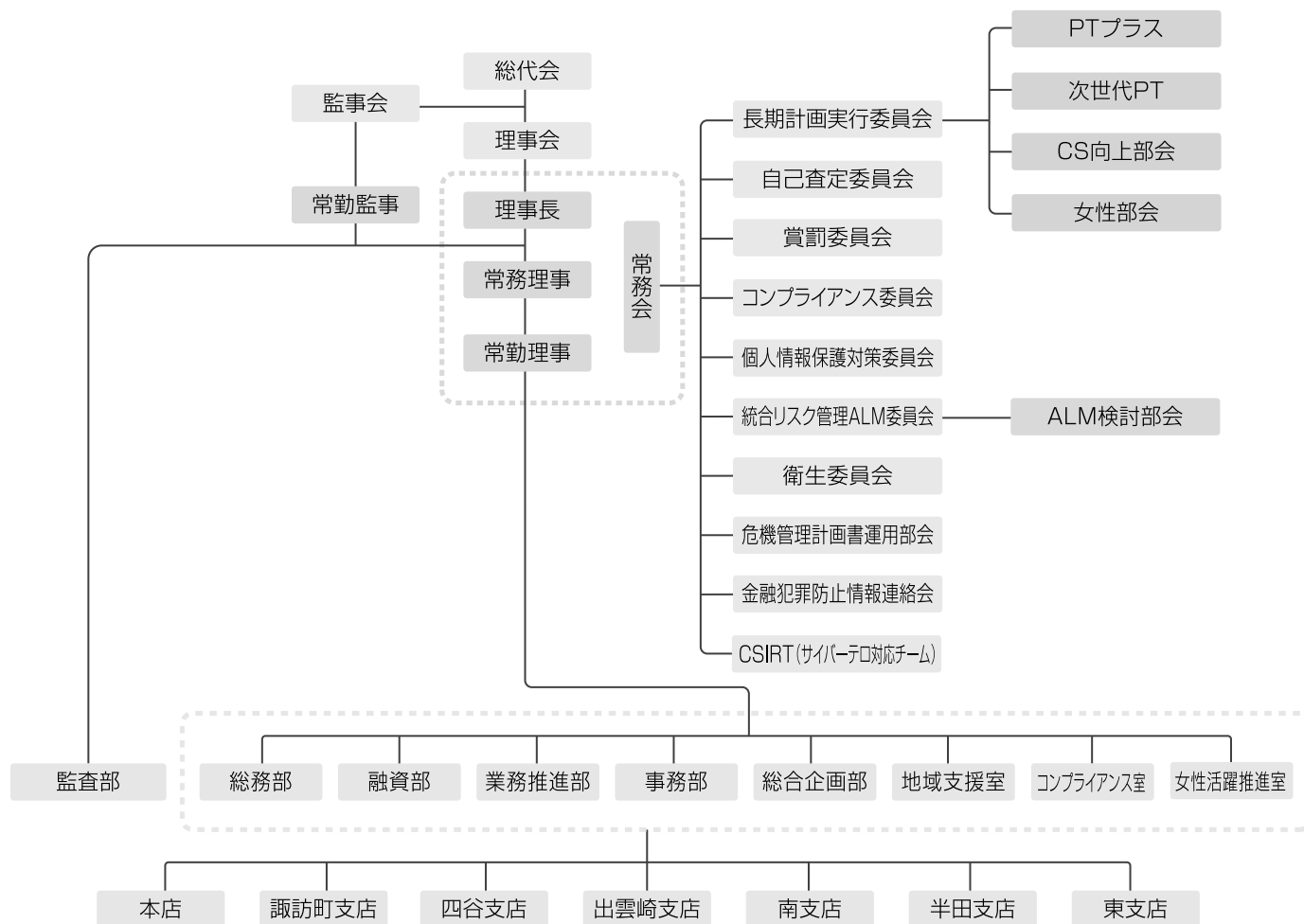
4 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 8～10
- (2) 法令遵守の体制 11～13
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み
「当金庫の取組み」に掲載
- (4) 金融ADR制度への対応 14

5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 15～19
- (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 20
 - ① 破綻先債権に該当する貸出金
 - ② 延滞債権に該当する貸出金
 - ③ 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
※金融再生法開示債権の開示
- (3) 自己資本の充実の状況 21～25

事業の組織図 (2021年6月末現在)



理事・監事の氏名及び役職名 (2021年6月末現在)

理事長 (代表理事)	小出 昭夫	非常勤理事	渡部 智史 (※1)
常務理事 (//)	霜田 直也	//	柳 清岳 (※1)
常勤理事	関口 一也	//	佐藤 二三昭 (※1)
//	小熊 栄子	//	大塚 秀一 (※1)
//	小林 伸光	常勤監事	中村 桂一
		非常勤監事	金子 和裕 (※2)

(※1) 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 (※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人の氏名 (2021年6月末現在)

公認会計士森山昭彦事務所 公認会計士 森山 昭彦氏

事務所の名称及び所在地 (2021年6月末現在)

本部	柏崎市東本町1丁目2番16号	TEL.0257(24)3321	出雲崎支店	三島郡出雲崎町大字川西80番地	TEL.0258(78)3101
本店	柏崎市東本町1丁目2番16号	TEL.0257(22)2101	南支店	柏崎市穂波町8番11号	TEL.0257(24)1551
諏訪町支店	柏崎市諏訪町11番32号	TEL.0257(23)2236	半田支店	柏崎市半田2丁目6番17号	TEL.0257(24)8211
四谷支店	柏崎市四谷2丁目4番43号	TEL.0257(23)3530	東支店	柏崎市大字上田尻1307番地1	TEL.0257(32)2040

金庫の主要な事業の内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金等を取り扱っております。

貸出業務

- ① 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- ② 手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

附帯業務

- ① 代理業務
ア.日本銀行歳入代理店業務
イ.地方公共団体の公金取扱業務
ウ.株式払込金の受入代理業務
エ.信金中央金庫等の代理貸付業務
- ② 保護預かり及び貸金庫業務
- ③ 債務の保証
- ④ 公共債の引受
- ⑤ 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
- ⑥ 保険商品の窓口販売
(保険業法第275条第1項により行う保険募集)
- ⑦ スポーツ振興くじの払戻業務
- ⑧ 電子債権記録業に係る業務
- ⑨ 確定拠出年金法により行う業務
- ⑩ 企業等の合併・買収及び営業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導
- ⑪ 企業等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導
- ⑫ 高齢者居住センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証
- ⑬ 企業等の事務受託業務
- ⑭ 前各号の業務に付帯又は関連する手数料

直近の事業年度における事業の概況

① 事業方針

今期は中期経営計画「第4次ACTIVE21」（令和2年度～令和4年度）の初年度として、経営理念である「地域との共生」を根底に据え、基本方針である「お取引先の元気に貢献する」「地域の活力に貢献する」を更に深堀し、お客様本位の伴走支援による課題解決型金融を追求するとともに、コロナ禍の中でお取引先の元気を取り戻し、地域経済の活力回復のために事業展開と一緒に考え「支える」活動を展開してまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大により従来の生活様式や働き方が一変する中、弊金庫が代表構成機関を務める地域プラットフォーム「かしわざき広域ビジネス応援ネットワーク」を活用した様々な事業についても多くの制限や中止を余儀なくされております。このような厳しい環境のもと、「外部連携」では、コロナ禍における地域企業の現状と経済対策について柏崎市との意見交換会を繰り返し開催するなど連携を深めてまいりました。また、刈羽村との包括連携協定を締結し、「儲かる農業」をコンセプトとした農業振興の支援等を行ってまいりました。「販路拡大支援」は、地域ブランドづくり支援事業として地域内企業間でのコラボ商品や新商品の開発に取り組んできたほか、業界のネットワークを活用して信金中央金庫や城南信用金庫、東京東信用金庫などと連携したWEB商談会を開催し、非対面での新たな販売機会の場を提供してまいりました。さらに「創業支援」は「柏崎・社長のたまご塾」の開催ならびに「公的施策活用」として専門機関との連携強化を図る事業展開を実施してまいりました。

こうした中、弊金庫では社会の課題解決として2020年7月に「SDGs宣言」を掲げ、金融機能を備えた地域貢献企業として持続可能なビジネスモデルを確立しながら、地域で得た利益を地域に還元していく活動に努めております。

今後も、我が街の金融機関として評価していただけるよう、役職員が一丸となって地域の皆様方の諸課題解決に取り組む所存でございますので、引続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2 金融経済環境

新型コロナウイルスのワクチン接種が開始されたことにより、パンデミック収束への期待が一気に高まり、2021年の世界経済は景気後退からの回復が期待されております。しかしながら、国内経済は緊急事態宣言が発令された昨年4月から6月期までのGDPがリーマンショック時を超える戦後最大の落ち込みを記録するなど、未だに新型コロナウイルス感染症が続いている状況下において、先行きは依然として不透明なものとなっております。また、新型コロナウイルス感染症はテレワークやオンライン会議の導入、キャッシュレス決済の普及など、ウイズコロナを見据えた新しい生活様式への移行といった形で、社会・ビジネスモデル自体に大きな変化を引き起こしております。こうした中、政府は重要施策として、AI、IoT、ビッグデータ等を活用したデジタル化の取り組みを積極的に推進しているほか、官民を挙げてSDGsやESG金融等の取り組みを通じてサステナブル社会の構築を目指しております。一方、地方ではコロナ禍に加え、人口減少、少子高齢化の加速が止まらず、経営者の高齢化等の構造的な問題が一層深刻化しており、資金繰り支援に留まらず事業継続支援への取り組みが引き続き強く求められております。

3 業績

預金積金は期末残高で98,833百万円(前期比6.11%増加)、期中平均残高で99,579百万円(同5.90%増加)となりました。内訳として、定期性預金は期末残高で56,914百万円(同0.27%減少)、要求払預金は41,915百万円(同16.24%増加)となりました。

一方、貸出金は、期末残高で47,877百万円(同7.92%増加)、期中平均残高で46,114百万円(同1.75%増加)となりました。損益面は、有価証券関連において、保有銘柄の価格上昇に伴う売却益163百万円を計上した一方、評価損銘柄の処分による売却損120百万円を計上しました。信用コスト面においては、貸倒引当金繰入額12百万円を計上し、経常利益124百万円、当期純利益127百万円となりました。

4 事業の展望及び信用金庫が対処すべき課題

国内の金融環境は、日本銀行の超低金利政策の恒常化により金融機関の収益力低下が一層顕著になっており、金融仲介機能に支障をきたすリスクがより一層高まっております。また、弊金庫の課題として新型コロナウイルスにより苦境に陥っているお取引先や地域経済を支えるべく、引続き課題解決型の営業を徹底的に取り組み必要があると認識しております。そのためには、業務の効率化を図り収益力の強化を通じて経営力を高めて行くことが重要であると認識しております。また、コロナ禍によりテレワークの普及など人々の生活スタイルが急速に変化しており、WEB等によるコミュニケーションやQRコード決済に代表されるキャッシュレス決済など非対面によるサービスが広まっており、コロナ終息後も加速的に進展するものと考えられます。これらに対処していくためには、弊金庫が取り組んでいる事業をしっかりと広報するだけでなく、弊金庫の存在意義をしっかりと伝え、協同組織金融機関として地域の皆様や事業者の意識に好影響を与えるような情報発信が必要であり、インターネットやSNSを活用した有益な広報活動により、弊金庫のブランド力の向上に努めてまいります。人生100年時代到来の中で、お取引先に寄り添いながら、地域に「役に立つこと」「必要とされること」「感謝されること」を目指し、地域の元気と活力に貢献してまいります。

経営目標の実現に向けて役職員一同が邁進することで、一層皆様方の信頼を得てまいりたいと存じますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

主要な事業の状況(直近5事業年度)

【最近5年間の主要な経営指標の推移】

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	1,436,747	1,389,462	1,424,934	1,467,532	1,370,058
経常利益 (又は経常損失(△))	200,148	118,117	119,320	110,297	124,727
当期純利益 (又は当期純損失(△))	140,166	72,595	95,600	52,637	127,422
出資総額	328	328	559	560	561
出資総口数	656	657	1,118	1,120	1,122
純資産額	4,543	4,534	4,913	4,638	4,795
総資産額	94,062	95,051	96,388	98,136	104,014
預金積金残高	88,964	90,028	91,165	93,134	98,833
貸出金残高	42,543	43,173	44,884	44,361	47,877
有価証券残高	31,951	31,472	26,510	25,615	30,175
単体自己資本比率	12.64%	12.09%	12.47%	12.67%	12.87%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	15	15	10	10	10
役員数	10	11	12	12	12
うち常勤役員数	5	6	7	7	7
職員数	94	93	86	87	85
会員数	6,863	6,865	6,915	6,867	6,802

事業の状況(直近2事業年度)

① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)

② 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

[業務粗利益] (単位:千円)

区 分	2019年度	2020年度
資金運用収支	1,109,942	1,164,345
資金運用収益	1,130,869	1,184,225
資金調達費用	20,927	19,880
役務取引等収支	△ 23,365	△ 29,287
役務取引等収益	117,483	116,780
役務取引等費用	140,848	146,067
その他業務収支	105,515	△ 10,213
その他業務収益	162,967	27,562
その他業務費用	57,452	37,776
業務粗利益	1,192,093	1,124,844
業務粗利益率	1.21%	1.08%

(注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

[業務純益] (単位:千円)

区 分	2019年度	2020年度
業務純益	220,873	194,833
実質業務純益	216,453	193,804
コア業務純益	130,064	213,059
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	91,898	108,039

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや

[資金運用収支の内訳]

科 目	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
資金運用勘定	97,955	103,316	1,130,869	1,184,225	1.15	1.14
うち貸出金	45,320	46,114	797,500	778,597	1.75	1.68
うち預け金	23,859	26,309	49,995	44,827	0.20	0.17
うち有価証券	27,318	29,031	267,780	343,410	0.98	1.18
資金調達勘定	94,071	99,632	20,927	19,880	0.02	0.01
うち預金積金	94,024	99,579	20,696	19,619	0.02	0.01

[利ざや] (単位:%)

区 分	2019年度	2020年度
資金運用利回り	1.15	1.14
資金調達原価率	1.05	0.95
総資金利ざや	0.10	0.19

④ 受取利息及び支払利息の増減

[受取・支払利息の増減]

(単位:千円)

科 目	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	16,247	20,774	37,022	42,625	10,142	52,768
うち貸出金	28,209	△ 13,320	14,888	14,742	△ 33,645	△ 18,902
うち預け金	3,156	△ 10,627	△ 7,470	11,212	△ 16,380	△ 5,168
うち有価証券	△ 17,928	44,341	26,413	14,919	60,710	75,629
支払利息	1,379	0	1,379	144	△ 1,222	△ 1,077
うち預金積金	1,379	0	1,379	144	△ 1,222	△ 1,077

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

⑤ 総資産経常利益率

⑥ 総資産当期純利益率

[利益率] (単位:%)

区 分	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.11	0.11
総資産当期純利益率	0.05	0.12

$$(注) \text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

預金に関する指標

① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高

[預金積金及び譲渡性預金平均残高] (単位：百万円)

科 目	2019年度	2020年度
流動性預金	35,871	40,809
うち有利息預金	31,924	36,000
定期性預金	57,860	58,483
うち固定金利定期預金	53,241	54,083
うち変動金利定期預金	0	0
その他	5	7
合 計	94,024	99,579

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2.定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

② 固定金利定期預金、変動金利定期預金の区分ごとの定期預金の残高

[定期預金残高] (単位：百万円)

科 目	2019年度	2020年度
定期預金	52,462	52,504
うち固定金利定期預金	52,462	52,504
うち変動金利定期預金	0	0

貸出金等に関する指標

① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

[貸出金の平均残高] (単位：百万円)

科 目	2019年度	2020年度
割引手形	742	453
手形貸付	919	665
証書貸付	39,762	41,257
当座貸越	3,896	3,738
合 計	45,320	46,114

② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

[貸出金残高] (単位：百万円)

科 目	2019年度	2020年度
貸出金	44,361	47,877
変動金利	15,363	14,142
固定金利	28,998	33,735

③ 担保種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

[貸出金の担保別内訳] (単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
当 金 庫 預 金 積 金	716	637
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	9,020	8,472
そ の 他	—	—
計	9,737	9,110
信用保証協会・信用保険	10,588	14,145
保 証	5,269	4,562
信 用	18,766	20,058
合 計	44,361	47,877

[債務保証見返の担保別内訳] (単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
当 金 庫 預 金 積 金	13	4
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	44	40
そ の 他	—	—
計	58	44
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	1	1
信 用	19	69
合 計	78	115

④ 使途別の貸出金残高

[使途別残高] (単位：百万円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	19,138	43.1	18,187	37.9
運 転 資 金	25,223	56.8	29,690	62.0
合 計	44,361	100.0	47,877	100.0

5 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

[貸出金業種別内訳]

(単位：先、百万円、%)

区 分	2019年度			2020年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	138	4,525	10.2	136	4,946	10.3
農 業、林 業	13	128	0.2	13	116	0.2
漁 業	1	1	0.0	1	0	0.0
建 設 業	192	2,527	5.6	186	3,216	6.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2	17	0.0	2	15	0.0
運 輸 業、郵 便 業	8	165	0.3	6	186	0.3
卸 売 業、小 売 業	139	1,772	3.9	139	2,158	4.5
金 融 業、保 険 業	12	4,567	10.2	14	5,557	11.6
不 動 産 業	105	4,648	10.4	95	4,516	9.4
物 品 賃 貸 業	1	0	0.0	1	1	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	5	16	0.0	4	15	0.0
宿 泊 業	10	689	1.5	12	723	1.5
飲 食 業	105	775	1.7	136	1,132	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	32	493	1.1	41	542	1.1
医 療、福 祉	17	869	1.9	20	1,144	2.3
そ の 他 サ ー ビ ス 業	101	1,654	3.7	107	1,778	3.7
小 計	881	22,853	51.5	913	26,052	54.4
地 方 公 共 団 体	2	7,129	16.0	2	8,078	16.8
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,408	14,379	32.4	3,199	13,746	28.7
合 計	4,291	44,361	100.0	4,114	47,877	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6 預貸率の期末値及び期中平均値

[預貸率]

(単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
期末預貸率	47.63%	48.44%
期中平均預貸率	48.20%	46.30%

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

① 有価証券の種類別の残存期間別の残高

【2019年度】

(単位:百万円)

科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	699	408	201	—	201	1,197	—	2,709
地方債	269	538	643	759	889	1,008	—	4,108
社債	1,210	2,484	2,017	727	1,630	2,086	—	10,155
株式	—	—	—	—	—	—	11	11
外国証券	896	499	297	145	475	2,099	—	4,414
その他の証券	95	495	502	1,619	1,280	84	137	4,216

【2020年度】

(単位:百万円)

科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	201	403	—	—	301	2,963	—	3,869
地方債	268	548	662	885	790	962	—	4,117
社債	1,004	2,083	2,317	979	2,050	3,610	—	12,045
株式	—	—	—	—	—	—	35	35
外国証券	100	396	553	295	496	2,567	1,410	5,820
その他の証券	195	303	773	1,485	1,294	100	134	4,286

② 有価証券の種類別の平均残高

【有価証券平均残高】

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
国債	3,076	3,409
地方債	4,849	3,869
社債	10,303	11,346
株式	196	19
外国証券	4,791	6,103
その他の証券	4,100	4,281
合計	27,318	29,031

③ 預証率の期末値及び期中平均値

【預証率】

(単位:%)

区分	2019年度	2020年度
期末預証率	27.50%	30.53%
期中平均預証率	29.05%	29.15%

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

④ 有価証券の取得価額、時価及び評価損益

【満期保有目的の債券】

(単位:百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借 対照表 計上額	時価	差額	貸借 対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	798	806	8	98	102	3
	社債	245	246	1	445	447	2
	その他	247	264	17	647	666	19
	小計	1,290	1,317	27	1,191	1,216	25
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	社債	200	179	△20	—	—	—
	その他	600	592	△7	300	288	△11
	小計	800	772	△27	300	288	△11
合計	2,090	2,089	△0	1,491	1,504	13	

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

【その他有価証券】

(単位:百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借 対照表 計上額	取得 原価	差額	貸借 対照表 計上額	取得 原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	2	1	1	26	21	5
	債券	11,203	10,864	339	12,709	12,401	307
	国債	713	700	12	1,103	1,096	7
	地方債	3,944	3,758	186	3,666	3,506	159
	社債	6,545	6,405	140	7,938	7,798	140
	その他	2,976	2,899	76	4,774	4,693	81
	小計	14,182	13,765	416	17,510	17,116	394
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	4,526	4,599	△73	6,779	6,913	△134
	国債	1,197	1,222	△24	2,666	2,735	△69
	地方債	164	164	△0	450	454	△4
	社債	3,165	3,213	△48	3,661	3,722	△61
	その他	4,807	5,085	△278	4,385	4,525	△139
	小計	9,334	9,685	△351	11,164	11,438	△274
合計	23,516	23,451	65	28,675	28,554	120	

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

リスク管理の状況

① リスク管理の概要

1. リスク管理の基本方針

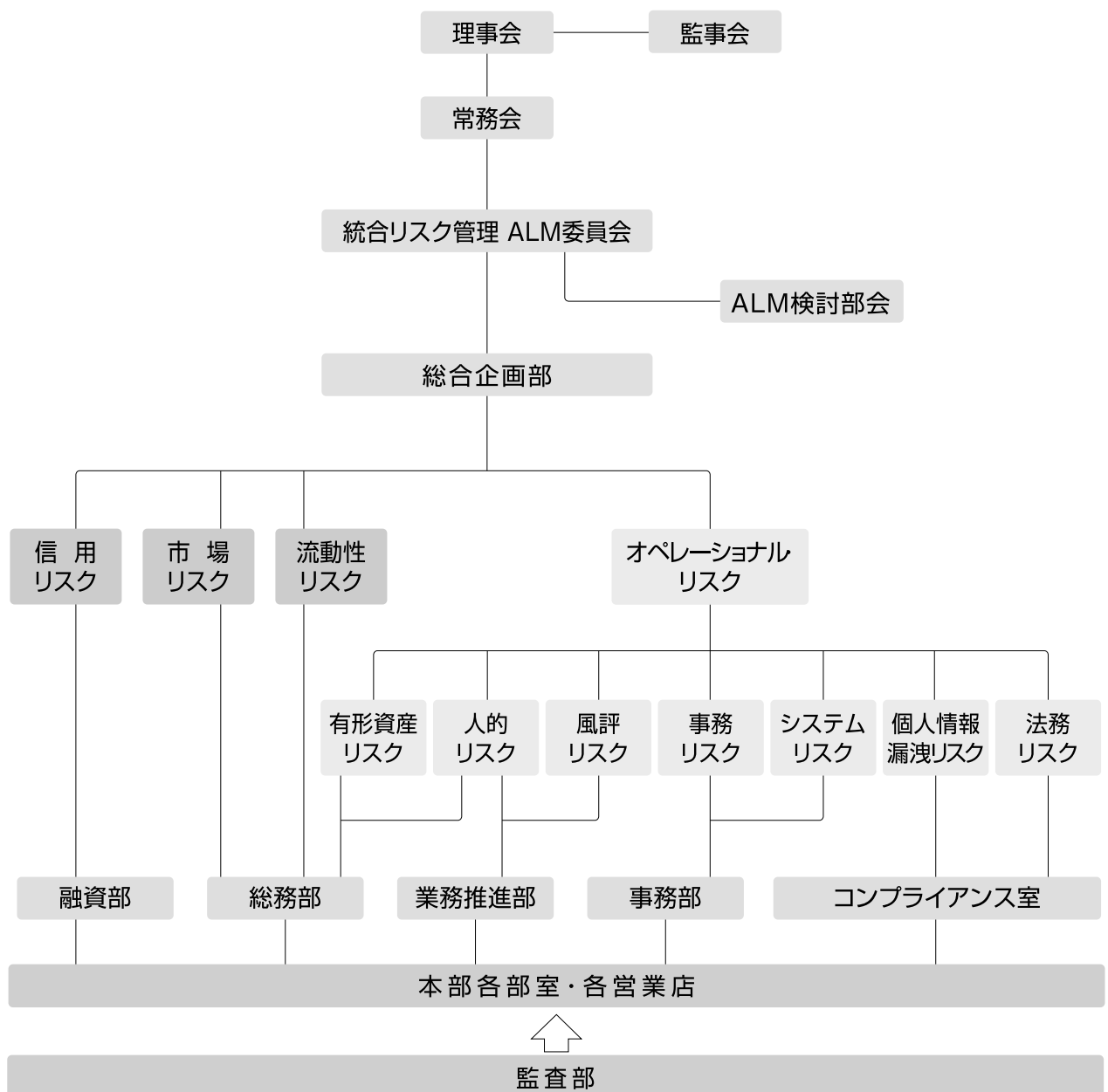
金融環境の大きな変化に伴い、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しています。

こうした環境下、お客様に安心してお取引いただくためには、各種リスクの所在の認識と適切なコントロールにより、経営の健全性と安定性を確保することが大変重要となります。

弊金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営に直結したリスク管理体制を構築し、リスク管理の充実・強化に努めております。

また、自己責任原則に基づくリスク管理の実効性をあげるため、総合企画部を2006年10月に設置し、各リスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク）の統合的な管理を行っております。

2. リスク管理体制の組織概要



2 リスク管理の状況

信用リスク

「信用リスク」とは、信用供与先（貸出先等）の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産含む）の価値が減少あるいは消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。弊金庫は、貸出に対しては個人及び中小零細企業事業者への融資を基本とし、小口多数によるリスク分散を図るとともに、当地域の業種の特性と著しく乖離した業種偏重融資や、特定先に対する与信集中を回避するなど信用リスクの軽減に努めております。また、信用リスクを適正にコントロールするとともに、経済の変動や業種の盛衰による影響を把握し、与信ポートフォリオ管理に努めております。

市場リスク

「市場リスク」とは、金利、有価証券の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことであり、主に金利リスク・価格変動リスク・為替リスク等があります。

弊金庫では、資金の調達・運用については、「資金運用規程」「リスク管理規程」等に基づき、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度額等を遵守し、安全性・流動性を確保しつつ収益性を高めるとともに、預金の支払に支障をきたすことのないよう支払準備資産を確保することに努めております。

また、弊金庫は有価証券等の時価評価や資産・負債の現在価値、ストレス・テストによる金利リスクや価格変動リスク等について認識するとともに、仕組債等の特殊なリスク特性を持つ商品を運用する場合は、そのリスクを十分に理解のうえリスク・コントロールを行い、収益向上を目指すことを基本方針としております。

金利リスク

[リスク管理の方針及び手続の概要]

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

弊金庫では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しております。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB:Interest Rate Risk in the Banking Book）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

ΔEVE 、100BPV、VaRを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しております。将来収入への影響については、 ΔNII やNIIを用いております。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、統合リスク管理ALM委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っております。

(3) 金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っております。報告は毎月統合リスク管理ALM委員会に行っておりますが、市況急変時には臨時統合リスク管理ALM委員会を開催し、金利リスク削減の検討を行います。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

[金利リスクの算定手法の概要]

(1) 開示事項に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII （銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算定基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

③ 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、資産または負債に占める割合が5%未満かつ重要度が低いと判断した通貨については計測対象外としております。

⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

割引金利にスプレッドは含めていますが、 ΔEVE 及び ΔNII 計算時にはスプレッド変動は考慮していません。

⑦内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用しておりません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前年度と同様の方法で算出しております。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しております。

(2) 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

ΔEVE 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、一定のシナリオに基づく金利変動およびVaRとしております。

②金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE と大きく異なる点)

VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しております。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しております。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。弊金庫では、バックテストの実施やストレステストを用いることでこのようなVaRの問題点を解決しています。

流動性リスク

「流動性リスク」とは、市場流動性リスクと資金繰りリスクを言います。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引が不能になったり、通常よりも著しく不利な取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、弊金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる損失を被るリスクをいいます。

役職員は資金繰りに支障をきたせば、経営破綻に直結し、地域経済および金融システム全体に重大な影響が及ぶ恐れがあることを十分認識し、適切な資金繰り管理を行っております。

また、危機時における対応策については、理事会承認による「コンティンジェンシープラン:流動性リスク危機管理マニュアル」により、適切な対応を行うことに努めております。

オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象等から生じる損失に係るリスクのことであり、リスク要因は広範に存在しておりますが、主に「事務リスク」「システム・リスク」「個人情報漏洩リスク」等があります。

[リスク管理の方針及び手続きの概要]

弊金庫では、オペレーショナル・リスクについて、特に、事務リスクとシステム・リスクを重要度の高いリスクであると認識し、リスク管理規程を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱規程」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な監査等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しており、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理ALM委員会に報告するとともに、必要に応じて理事会、常務会など、経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

[オペレーショナル・リスク相当額及びその算出に使用する手法の名称]

弊金庫は基礎的手法を採用しております。

過去3年間の平均粗利益(債券5勘定戻調整後)×15% (単位:百万円)

2020年度オペレーショナル・リスク量	166
---------------------	-----

コンプライアンスに関する事項

1 コンプライアンスの体制

コンプライアンス（法令等遵守）につきましては、弊金庫は地元金融機関としての社会的立場から、地域社会の経済活動において、お客様はもちろん、地域社会から高い信頼を得ていくために、公共的使命という原点に立って、社会的倫理規範や価値観に沿った行動が重要であることを常に認識し、この理念のもとで業務運営を行っております。

コンプライアンスの徹底は、いわゆる金融機関の総合的なリスク管理として重要な位置付けとされているため、統括部署としてコンプライアンス室を設置し、各部室店に配置しているコンプライアンス担当者とともに、法令等遵守態勢及び整備を強化しているところであります。

2 コンプライアンス基本方針

弊金庫は、地域金融機関として公共的使命と社会的責任を自覚するとともに、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行することで、地域社会との信頼関係を確立し、もって地域経済の発展と住民の繁栄に貢献します。

- 真に社会に通用する金融機関になるには、コンプライアンスこそが最重要課題と認識します。
- 金融機関において、会社を動かすのは、そこで働いている人間であり、最終的には個々の役職員が違法行為、不当な行為を行わないことが最も重要です。
- 金融機関にとっては、社会的信用そのものが経営資源の基本であることを認識します。
- 日常的に、法令等を遵守できる組織的態勢を構築し、それを維持・発展させ、コンプライアンスを重視する職場風土の醸成に努めます。

3 柏崎信用金庫行動綱領

- 1.信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
- 2.質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など、お客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。
- 3.法令やルールの厳格な遵守
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 4.地域社会とのコミュニケーション
経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
- 5.職員の人権の尊重等
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
- 6.環境問題への取組み
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組みます。
- 7.社会貢献活動への取組み
信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取組みます。
- 8.反社会的勢力との関係遮断
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

4 利益相反管理方針

弊金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1.弊金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2.弊金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①弊金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②弊金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③弊金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3.弊金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4. 弊金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、弊金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 弊金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

5 反社会的勢力に対する基本方針

弊金庫は、地域社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 弊金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては、断固として拒絶します。
2. 弊金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 弊金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 弊金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 弊金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※本方針において「反社会的勢力」とは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的行為を行う団体または個人をいいます。
※暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団等の属性要件とともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求等の行為要件にも着目して判断します。

6 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

弊金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

※「個人情報保護宣言」（プライバシーポリシー）の全文につきましては、店頭やホームページなどで公表しています。

【個人情報に関する相談窓口】

柏崎信用金庫 コンプライアンス室	電話番号：0257(24)3321	FAX：0257(22)7747	Eメール:kansa@ksbank.jp
---------------------	-------------------	------------------	----------------------

7 お客さま本位の業務運営に関する基本方針

柏崎信用金庫（以下「弊金庫」）は「地域との共生」という経営理念にもとづいて、お客さまの安定的な資産形成を実現するために、「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」を策定いたしました。

今後、役職員一人ひとりがこの基本方針にもとづいて行動し、質の高い金融サービスを提供してまいります。

1. お客さま本位の業務運営にかかる方針の策定・公表
 - ・弊金庫は、「経営理念」「基本方針」「経営方針」に則り、役職員一人ひとりが、お取引先の元気と地域活性化への貢献に向けた取組みを行います。
 - ・弊金庫は、上記の取組みを達成するため、金融庁が平成29年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を全面的に採択し、「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」（以下「本方針」）を定めます。
 - ・本方針は、弊金庫の発行するディスクロージャー誌およびホームページに掲載し、公表するとともに、商品概要説明書に収納して営業店ロビー備え置きとします。
 - ・本方針に係る取組状況は、毎年度末で確認してホームページに掲載し、公表します。
 - ・本方針は毎年度見直しのうえ、必要があれば改正します。
2. お客さまの最善の利益の追求
 - ・弊金庫は、役職員一人ひとりが、お客さまに対して最善の利益を図る視点をもって、誠実・公正に業務を行うことで「お客さま本位の業務運営」が企業文化として定着するよう努めます。
3. 利益相反の適切な管理
 - ・弊金庫は、別に定める「利益相反管理方針」に則り、お客さまの利益が不当に損なわれることのないよう対応します。
4. 手数料の明確化
 - ・弊金庫がお客さまからいただく手数料は、原則として「手数料一覧表」に掲載し、店頭備え置き、商品概要説明書による縦覧、ホームページ掲載等により公表します。
 - ・投資信託に関する手数料については、「投資信託商品ラインアップ」等にお客さまのご負担費用を商品毎に示すなど、分かりやすい開示に努めます。
5. 重要な情報の分かりやすい提供
 - ・弊金庫は、お客さまの金融知識・投資経験・財産の状況や取引の目的をお聞きしたうえで、適切な金融商品・サービスをお客さまがご理解いただける形で提案するよう努めます。

6.お客さまにふさわしいサービスの提供

- ・弊金庫は、協同組織の地域金融機関として、多様化するニーズを把握したうえで、お客さまにとって最適な商品・サービスの提供に努めます。
- ・金融商品の販売にあたっては、お客さまの知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的に応じた適切な商品を提供するよう努めます。

7.職員に対する適切な動機付けの枠組み等

- ・弊金庫では、職員一人ひとりが本方針に基づき、お客さまの最善の利益の追求を第一に考えて行動するよう、継続的に職員の能力開発を行います。
- ・職員に対する適切な動機づけを行い、「お客さま本位の業務運営」の実現と定着を図るため、金庫内の業績評価体系等の整備に努めます。

8 金融商品に係る勧誘方針

弊金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1.弊金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、弊金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- 3.弊金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4.弊金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気付きの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

地域金融円滑化のための基本方針

弊金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1 取組方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、営業地区が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

また、中小企業のお客様の経営課題の把握・分析と主体的な取組みを促すための助言をし、経営課題を解決するための提案及び経営改善計画の策定支援等、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

2 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

弊金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・態勢整備を図るために理事会等において決議した主な事項は次のとおりです。
本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程の策定（2010年1月20日制定、2015年4月1日一部改定）、金融円滑化管理責任者の選任等（2010年1月20日）。
- ・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門（融資部）は、必要に応じて随時、融資審査方法及び与信管理方法の見直しに努めてまいります。
- ・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者は、営業店の金融円滑化対応責任者と連携して顧客保護を図るための取組みを強化いたします。
- ・顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行ってまいります。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施いたします。
- ・顧客の事業価値を適切に見極めるための目利き能力等の向上に努めてまいります。

3 他の金融機関等との緊密な連携

弊金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関するご相談・ご要望及び苦情相談に対して、下記の窓口を設置しております。

【お問い合わせ先】

柏崎信用金庫 融資部

電話番号：0257-24-3321

金融ADRに関する事項（苦情処理措置・紛争解決措置等の概要）

1 苦情処理措置

弊金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するために、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。苦情は、弊金庫営業日（9時～17時）に営業店またはコンプライアンス室（電話：0257-24-3321）にお申し出ください。

2 紛争解決措置

弊金庫は、紛争解決のため、弊金庫営業日に下記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際にはお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所」または弊金庫コンプライアンス室にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

柏崎信用金庫 コンプライアンス室	電話番号：0257（24）3321	FAX：0257（22）7747	Eメール:kansa@ksbank.jp
---------------------	-------------------	------------------	----------------------

役職員の報酬体系に関する事項

1 対象役員

弊金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、弊金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、弊金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法や支払時期等を規程で定めております。

2. 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	76百万円

（注）1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です。（期中に退任したものを含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」65百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2 対象職員等

弊金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、弊金庫の非常勤役員、弊金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、弊金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

財産の状況 (直近2事業年度)

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資 産	2019年度	2020年度	負債及び純資産	2019年度	2020年度
現金	859	930	預金積金	93,134	98,833
預け金	25,303	22,067	当座預金	1,493	2,000
買入金銭債権	1,282	2,172	普通預金	33,584	39,138
有価証券	25,615	30,175	貯蓄預金	93	107
国債	2,709	3,869	通知預金	31	36
地方債	4,108	4,117	定期預金	52,462	52,504
社債	10,155	12,045	定期積金	4,607	4,410
株式	11	35	その他の預金	861	636
その他の証券	8,630	10,107	その他負債	164	137
貸出金	44,361	47,877	未決済為替借	11	12
割引手形	519	488	未払費用	41	41
手形貸付	729	530	給付補填備金	1	1
証書貸付	39,089	43,294	未払法人税等	36	5
当座貸越	4,023	3,563	前受収益	8	7
その他資産	531	568	払戻未済金	1	0
未決済為替貸	5	9	職員預り金	45	54
信金中金出資金	414	414	リース負債	0	0
前払費用	0	0	資産除去債務	11	11
未収収益	91	92	その他の負債	5	3
その他の資産	20	51	賞与引当金	36	35
有形固定資産	560	524	役員退職慰労引当金	75	86
建物	348	321	睡眠預金払戻損失引当金	2	3
土地	99	99	偶発損失引当金	5	5
その他の有形固定資産	113	104	債務保証	78	115
無形固定資産	39	39	負債の部合計	93,498	99,218
ソフトウェア	0	-	出資金	560	561
その他の無形固定資産	39	39	普通出資金	560	561
前払年金費用	52	125	利益剰余金	4,031	4,147
繰延税金資産	234	193	利益準備金	428	478
債務保証見返	78	115	その他利益剰余金	3,602	3,668
貸倒引当金	△ 783	△ 776	特別積立金	3,335	3,335
(うち個別貸倒引当金)	(△ 734)	(△ 728)	当期末処分剰余金	267	333
			会員勘定合計	4,591	4,708
			その他有価証券評価差額金	47	87
			評価・換算差額等合計	47	87
			純資産の部合計	4,638	4,795
合 計	98,136	104,014	合 計	98,136	104,014

(注)

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3.金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 4.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 10年～39年 その他 3年～20年
- 5.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 6.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 7.外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、本部、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は468百万円であります。
未保全額が一定以上の破綻懸念先で、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる等の債務者については、当該未保全額から、将来キャッシュ・フローを回収可能な部分とみなして控除のうえ、予想損失額を計上しております。
- 9.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 10.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
退職給付債務等の内容については、以下のとおりであります。
退職給付債務(期末自己都合要支給額) 391百万円
年金資産時価 517百万円

当期は年金資産時価が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用に計上するとともに、退職給付費用に戻入しております。

弊金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。

総合設立型厚生年金基金については、弊金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、弊金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております(当該年金制度は第1給付部分[共通給付部分]と第2給付部分[事業所給付部分]とで構成されております)。

なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める弊金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

●総合設立型厚生年金基金

①制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円

②制度全体に占める弊金庫の掛金拠出割合(令和2年3月分)

0.0830%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月間の元利均等定率償却であり、弊金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金15百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は弊金庫の実際の負担割合とは一致しません。

●連合設立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)

①第1給付部分の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	65百万円
年金財政計算上の数理債務額	65百万円
差引額	0百万円

②第1給付部分全体に占める弊金庫の掛金拠出割合(令和2年3月分)

1.5194%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2,545千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、弊金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金4千円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記②の割合は弊金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 11.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 12.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 13.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 14.消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式により行っております。
- 15.会計上の見積もりにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。
- 16.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 15百万円
- 17.有形固定資産の減価償却累計額 1,180百万円
- 18.有形固定資産の圧縮記帳額 222百万円

19.貸出金のうち、破綻先債権額は78百万円、延滞債権額は1,392百万円
であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続して
いることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みが
ないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分
を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令
（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる
事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予
した貸出金以外の貸出金であります。

20.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日
から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しな
いものであります。

21.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを
目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄
その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞
債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権
額の合計額は1,470百万円であります。なお、18.から21.に掲げた債権
額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23.手形割引は、業種別実務指針第24号に基づき金融取引として処理して
おります。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は
（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その
額面金額は488百万円であります。

24.為替決済取引の担保として、預け金（信金中央金庫定期預金）2,000百
万円、日銀歳入代理店取引の担保として、有価証券98百万円、公金収納
事務取扱担保として、現金3百万円をそれぞれ差し入れております。

25.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3
項）による社債に対する弊金庫の保証債務の額は245百万円であります。

26.出資1口当たりの純資産額 4,271円75銭

27.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

弊金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務
を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び
負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

弊金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する
貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、
純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場
価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに
晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されてお
ります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

弊金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、
個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保
の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し
運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、
定期的に経営陣による統合リスク管理ALM委員会や理事会を
開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用
情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

弊金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続
等の詳細を明記しており、統合リスク管理ALM委員会において
決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施
状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を
総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニ
タリングを行っております。

(ii) 為替リスクの管理

弊金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理
しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合リスク
管理ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金
運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前
審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じ
て、価格変動リスクの軽減を図っております。

上記モニタリング結果は総務部を通じ、理事会及び統合リスク
管理ALM委員会において定期的に報告されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

弊金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達
手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整
などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない
場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の
算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に
代わる金額を含めて開示しております。

28.金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、
次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、
時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には
含めておりません（（注1）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	22,067	22,179	112
(2) 有価証券	30,166	30,179	12
満期保有目的の債券	1,491	1,504	12
その他有価証券	28,675	28,675	—
(3) 貸出金(*1)	47,877		
貸倒引当金(*2)	△ 776		
	47,100	48,463	1,362
金融資産計	99,334	100,823	1,488
(1) 預金積金(*1)	98,833	98,881	48
金融負債計	98,833	98,881	48

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出
した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除して
おります。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していること
から、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金につ
いては、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値
を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から
提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準
価額によっております。

自金庫保証付私募債は、債券の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式(*1)	8
合 計	8

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.も同様であります。

売買目的有価証券

該当ございません。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	98	102	3
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	445	447	2
	その他	647	666	19
	小計	1,191	1,216	25
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	300	288	△ 11
小計	300	288	△ 11	
合 計		1,491	1,504	13

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	26	21	5
	債券	12,709	12,401	307
	国債	1,103	1,096	7
	地方債	3,666	3,506	159
	短期社債	—	—	—
	社債	7,938	7,798	140
	その他	4,774	4,693	81
小計	17,510	17,116	394	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	6,779	6,913	△ 134
	国債	2,666	2,735	△ 69
	地方債	450	454	△ 4
	短期社債	—	—	—
	社債	3,661	3,722	△ 61
	その他	4,385	4,525	△ 139
小計	11,164	11,438	△ 274	
合 計		28,675	28,554	120

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	302	1	△ 37
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	302	1	△ 37
その他	6,696	162	△ 82
合 計	6,998	163	△ 120

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は10,021百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が4,447百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも弊金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、弊金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	309百万円
減価償却超過額	44
役員退職慰労引当金	23
賞与引当金	9
その他	5
繰延資産小計	393
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 132
評価性引当額小計	△ 132
繰延税金資産合計	261
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	33
前払年金費用	34
繰延税金負債合計	67
繰延税金資産の純額	193百万円

2 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2019年度		2020年度	
経常収益		1,467,532		1,370,058
資金運用収益	1,130,869		1,184,225	
貸出金利息	797,500		778,597	
預け金利息	49,995		44,827	
有価証券利息配当金	267,780		343,410	
その他の受入利息	15,592		17,390	
役務取引等収益	117,483		116,780	
受入為替手数料	62,581		61,172	
その他の役務収益	54,901		55,607	
その他業務収益	162,967		27,562	
外国為替売買益	0		—	
国債等債券売却益	143,787		18,080	
その他の業務収益	19,180		9,481	
その他経常収益	56,211		41,490	
償却債権取立益	8,467		3,531	
株式等売却益	45,901		37,411	
その他の経常収益	1,842		547	
経常費用		1,357,235		1,245,330
資金調達費用	20,927		19,880	
預金利息	19,918		18,971	
給付補填備金繰入額	778		647	
その他の支払利息	230		261	
役務取引等費用	140,848		146,067	
支払為替手数料	19,409		18,870	
その他の役務費用	121,439		127,196	
その他業務費用	57,452		37,776	
外国為替売買損	12		0	
国債等債券売却損	22,038		37,255	
国債等債券償還損	35,360		80	
その他の業務費用	41		440	
経費	1,004,427		942,720	
人件費	635,183		580,039	
物件費	355,979		345,638	
税金	13,264		17,042	
その他経常費用	133,579		98,886	
貸倒引当金繰入額	60,371		12,114	
貸出金償却	3,757		—	
株式等売却損	69,115		82,907	
株式等償却	1		—	
その他の経常費用	333		3,864	
経常利益		110,297		124,727
特別利益		—		38,914
その他の特別利益	—		38,914	
特別損失		20,302		187
固定資産処分損	20,167		50	
減損損失	134		137	
税引前当期純利益		89,995		163,454
法人税、住民税及び事業		50,426		10,266
法人税等調整額		△ 13,068		25,765
法人税等合計		37,357		36,032
当期純利益		52,637		127,422
繰越金(当期首残高)		214,839		206,308
当期末処分剰余金		267,476		333,731

(注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たり当期純利益金額 113円57銭

3 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2019年度	2020年度
当期末処分剰余金	267,476,953	333,731,304
計	267,476,953	333,731,304
剰余金処分類	61,167,970	93,960,240
利益準備金	50,000,000	82,741,000
普通出資に対する配当金	(年2.00%) 11,167,970	(年2.00%) 11,219,240
繰越金(当期末残高)	206,308,983	239,771,064

会計監査人による監査

2019年度、2020年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、公認会計士森山昭彦事務所公認会計士森山昭彦氏の監査を受けております。

代表者による確認

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2021年6月22日

柏崎信用金庫 理事長 小出 昭夫

リスク管理債権の状況

① リスク管理債権の開示 [リスク管理債権の引当・保全状況]

(単位:百万円,%)

区 分		残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	2019年度	46	11	35	100.00
	2020年度	78	26	51	100.00
延滞債権	2019年度	1,461	667	698	93.48
	2020年度	1,392	652	676	95.44
3ヵ月以上延滞債権	2019年度	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2019年度	1	1	0	100.0
	2020年度	—	—	—	—
合 計	2019年度	1,509	680	734	93.69
	2020年度	1,470	679	728	95.68

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者 ③破産手続開始の申立てがあった債務者 ④特別清算開始の申立てがあった債務者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

② 金融再生法債権額の開示 [金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況]

(単位:百万円,%)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証 等による回収 見込額(C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)
金融再生法上の 不良債権	2019年度	1,509	1,414	680	734	93.69	88.51
	2020年度	1,471	1,407	679	728	95.68	91.98
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2019年度	263	263	141	121	100.00	100.00
	2020年度	882	882	217	664	100.00	100.00
危険債権	2019年度	1,245	1,150	537	612	92.35	86.54
	2020年度	588	525	461	63	89.21	49.99
要管理債権	2019年度	1	1	1	0	100.00	100.00
	2020年度	—	—	—	—	—	—
正常債権	2019年度	43,216					
	2020年度	46,804					
合 計	2019年度	44,726					
	2020年度	48,275					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、更生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒 引当金	2019年度	53	49	—	53	49
	2020年度	49	48	—	49	48
個別貸倒 引当金	2019年度	855	734	186	669	734
	2020年度	734	728	18	715	728
合 計	2019年度	909	783	186	723	783
	2020年度	783	776	18	764	776

(注) 一般貸倒引当金は対象債権の増加から、2017年3月末比で3百万円の減少、個別貸倒引当金は一部CF控除方式での算出により34百万円の増加となりました。

貸出金償却の額

【貸出金償却】		(単位:千円)
2019年度		3,757
2020年度		0

自己資本の充実の状況

〈単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項〉

① 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	4,580	4,697
うち、出資金及び資本剰余金の額	560	561
うち、利益剰余金の額	4,031	4,147
うち、外部流出予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	55	53
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	55	53
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,635	4,751
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	39	39
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	39	39
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	37	91
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	77	131
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,557	4,620
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	33,865	33,811
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 360	△ 360
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 360	△ 360
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,074	2,084
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	35,940	35,895
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	12.67%	12.87%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、弊金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

〈定量的な開示事項〉

① 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	33,865	1,354	33,811	1,352
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,760	1,350	32,905	1,316
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	40	1	101	4
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	140	5	40	1
国際開発銀行向け	50	2	—	—
地方公共団体金融機構向け	20	0	61	2
我が国の政府関係機関向け	227	9	286	11
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,249	209	5,081	203
法人等向け	9,505	380	9,382	375
中小企業等向け及び個人向け	7,156	286	6,567	262
抵当権付住宅ローン	1,427	57	1,492	59
不動産取得等事業向け	6,485	259	6,231	249
3ヵ月以上延滞等	56	2	42	1
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	197	7	553	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	11	0	30	1
出資等のエクスポージャー	11	0	30	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	3,189	127	3,031	121
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	600	24	600	24
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	414	16	414	16
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	666	26	653	26
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
うち上記以外のエクスポージャー	1,508	60	1,363	54
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	403	16	1,213	48
ルック・スルー方式	403	16	1,213	48
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 360	△ 14	△ 360	△ 14
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	61	2	51	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,074	82	2,084	83
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	35,940	1,437	35,895	1,435

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 弊金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本総額=単体自己資本比率の分母の額×4%

② 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

【地域別・業種別・残存期間別】

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引				債 券			
	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2019年
国 内	89,615	93,611	44,726	48,275	16,730	19,433	155	116
国 外	4,555	4,913	—	—	4,555	4,913	—	—
地 域 別 合 計	94,171	98,525	44,726	48,275	21,286	24,346	155	116
製 造 業	6,351	6,621	4,802	5,275	1,548	1,346	7	7
農 業、林 業	130	118	130	118	—	—	—	—
漁 業	1	0	1	0	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2,709	3,375	2,599	3,274	100	100	39	34
電気・ガス・熱供給・水道業	321	539	20	18	300	500	—	—
情 報 通 信 業	506	512	—	—	506	505	—	—
運 輸 業、郵 便 業	465	387	165	187	300	200	—	—
卸 売 業、小 売 業	2,386	3,159	1,882	2,255	504	904	0	0
金 融 業、保 険 業	29,807	29,052	4,571	5,560	5,607	5,712	—	—
不 動 産 業	6,211	6,257	4,908	4,754	1,303	1,502	4	—
物 品 賃 貸 業	—	1	—	1	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	16	15	16	15	—	—	—	—
宿 泊 業	690	725	690	725	—	—	3	3
飲 食 業	885	1,235	885	1,235	—	—	23	18
生活関連サービス業、娯楽業	556	600	556	600	—	—	—	—
教育、学習支援業	0	—	0	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	1,101	1,379	899	1,177	201	201	2	0
その他のサービス	1,899	2,118	1,698	1,817	200	301	7	17
国・地方公共団体等	23,954	25,875	7,137	8,085	10,712	13,070	—	—
個 人	13,759	13,171	13,759	13,171	—	—	65	33
そ の 他	2,416	3,375	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	94,171	98,525	44,726	48,275	21,286	24,346	155	116
1 年 以 下	24,984	14,764	5,966	5,638	3,096	1,599	—	—
1 年 超 3 年 以 下	11,953	20,435	7,376	8,474	3,876	3,390	—	—
3 年 超 5 年 以 下	10,206	11,829	6,260	6,987	3,146	3,507	—	—
5 年 超 7 年 以 下	8,927	9,484	5,252	6,232	1,591	2,085	—	—
7 年 超 10 年 以 下	8,111	9,149	5,010	5,575	3,101	3,574	—	—
10 年 超	17,477	21,602	10,303	10,713	6,473	10,189	—	—
期間の定めのないもの	12,511	11,259	4,556	4,654	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	94,171	98,525	44,726	48,275	21,286	24,346	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 *64ページをご参照願います。

3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	目的使用		その他		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製 造 業	21	26	26	31	—	—	21	26	26	31	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	203	46	46	21	181	6	22	40	46	21	—	—
電気・ガス熱供給・水道業	10	8	8	11	—	—	10	8	8	11	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	7	1	1	6	—	—	7	1	1	6	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	8	8	8	2	—	—	8	8	8	2	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	521	531	531	544	—	—	521	531	531	544	—	—
飲 食 業	11	13	13	11	—	3	11	10	13	11	—	3
生活関連サービス業、娯楽業	—	15	15	30	—	4	—	11	15	30	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	2	3	3	0	—	—	2	3	3	0	—	—
その他のサービス	6	15	15	13	—	—	6	15	15	13	—	2
小 計	793	666	666	673	181	13	612	653	666	673	3	5
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	62	68	68	54	5	5	57	63	68	54	—	5
合 計	855	734	734	728	186	18	669	716	734	728	3	11

(注) 1. 弊金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付有り	格付なし	格付有り	格付なし
0	—	21,432	—	22,416
10	—	5,276	—	10,137
20	1,103	28,104	1,103	27,142
35	—	4,156	—	4,347
50	9,727	624	10,231	1,497
75	—	6,288	—	5,586
100	702	15,874	601	14,693
150	—	30	—	20
250	—	506	—	501
合計	11,533	82,295	11,937	86,243

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

3 信用リスク削減手法に関する事項

[信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー]

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,763	1,858	8,429	8,032	—	—

(注) 弊金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

4 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	91	16
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計 額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案 する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
① 派生商品取引合計	270	174	41	34
(i) 外国為替関連取引	112	122	22	24
(ii) 金利関連取引	4	3	0	0
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	131	25	13	4
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	22	22	4	4
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	270	174	41	34

	2019年度	2020年度
担保の種類別の額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・ デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・ デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

5 証券化エクスポージャーに関する事項

1. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
・該当ございません。
2. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
・該当ございません。

6 出資等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2	2	21	26
非上場株式等	8	8	8	8
合 計	11	11	29	35

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売 却 益	7	37
売 却 損	64	82
償 却	0	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評 価 損 益	1	5

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評 価 損 益	-	-

7 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,284	5,638
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

8 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,663	2,450	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	24	2
3	スティープ化	3,189	2,127		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,663	2,450	24	2
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,606		4,557	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。